

東法連ニュース

2018年
(平成30年)
5月号
第387号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : http://www.tohoren.or.jp Mail : info@tohoren.or.jp

平成30年度の事業計画・予算を承認 会員増強と会財政の健全化に一層注力

東法連理事会



小林三会長

東法連理事
会が3月13日、
全法連会館で
開催され、平
成30年度事業
計画および予

算等が承認された。

平成30年度事業計画における活動の基本方針では、「事業の実施にあたっては、法人会の原点である『税』に関する活動に重点を置きながら、行政と連携した公益性の高い事業展開に努めるとともに、法人会活動の活性化のため、会員増強及び会財政の健全化についても一層力を注ぎ諸施策に取り組む。」としている。

平成30年度予算では、経常収益が全法連助成金、会員支援事業収益の増加を見込み、前年度予算比で約800万円の増加、経常収益合計では約2億4600万円の年間予算となっている。

支出では、単体会への支払補助金が約290万円、福利厚生制度推進表彰費が380万円の前年比増加となっている。

通常総会を6月13日に開催



平成30年度事業計画・予算を審議する理事会

また、東法連第6回通常総会を6月13日に開催することが承認された。

そのほか報告事項では、福利厚生制度の「ふやそう2万社GOGOキャンペーン」の進捗状況、「地域を越えた会員紹介運動」、「平

成29年度絵はがきコンクール」、「地球温暖化対策報告書」の提出状況などの報告があった。

地域を越えた会員紹介運動の実施

「地域を越えた会員紹介運動」については、組織拡大強化特別委員会及び総務組織委員会で検討した内容の報告があった。地域を越えた会員紹介制度は、平成14年に導入され、主に単体会相互の転出入への対応として利用されてきた。一方、取引先や同業者など知り合いで、他単体会管内の未加入企業を紹介できることも少なからずあり、入会につながった場合、同様に報奨金が贈呈されるが、このケースでは活用されてこなかった。そこで今回、改めて制度の周知と紹介活動の活性化を目的として、期間限定で6月に集中的にこれに取り組むことになった。

平成29年度絵はがきコンクールについては、新たに設けた東京都知事賞などの受賞作品7点を選定し、3月12日に行われた同女連協による表彰式では、都知事賞については小池百合子都知事から直接授与されたことなどが報告された。

小黒一正氏を招き税制講演会を開催
 テーマは「財政・税制と社会保障を巡る課題」



講演する小黒一正氏

東法連は

3月5日、新宿・京王プラザホテルにおいて、法政大学教

授の小黒一正氏を招き、税制講演会を開催した。講演では、「財政・税制と社会保障を巡る課題」をテーマに、今後高齢化が進む中で増大する社会保障費をスリム化できるか、必要な財政を賄えるかなどについて話があった。当日は各会から税制委員、会員、一般の方々など合わせて240人が参加した。

日銀の国債大量保有が財政のコスト削減に役立つわけではない

講演では、まず、日本銀行が大量の国債を購入し、金融緩和に動いていることについて、財政との関係でどういう効果を持っているかの説明があった。現在の状況は、金融緩和で利払い費が減少し、財政のバランスが取れている状況



熱心に講演に耳を傾ける参加者

妙な状態になっているとの解説があった。日銀の大量国債保有については、日銀、政府、民間銀行のバランスシートの購入前と後の動きを例示し、財政コストの削減に役立つわけではないこと、国債発行のキャパシティは我々の預金で決まること、金利の上昇に脆弱な構造になっていることなどを説明した。

で、デフレを脱却していないために、財政が安定するという奇

再建の鍵は社会保障費の抑制
 保険は保険料で賄う

また、今後社会保障費が年々増大していくグラフを示し、財政再建の鍵は社会保障費の抑制であること、そのため、今政府は医療費と介護費の抑制に躍起になっているとの話があった。医療費の抑制

については、保険はリスク分散であるから、国庫負担の役割を減らして、保険は保険料で賄うことも考えてよい。例えば、風邪など低リスクのものであれば一人当たりの年間医療費も知れているので自己負担を増やすことなどが考えられるとの話があった。

決算・申告実務のチェックポイントを解説

東法連第一ブロック税務研修会

東法連第一ブロックの5法人会では2月23日、銀座プロツサムホールで恒例の税務研修会を開催した。この研修会は例年この時期に開催されているもので、当日は麹町・神田・日本橋・京橋・芝の各法人会から合わせて約350名が参加した。

本年度は、「平成29年度決算実務の直前対策」法人税実務に影響を与える重要項目を総チェック」をテーマに、税理士の柴田知央氏が講師を務めた。平成29年度の法人税関連の税制改正では、研究開発税制・中小企

業投資促進税制・所得拡大促進税制の見直し、軽減税率・商業サービス業活性化税制の延長など、多くの会社の決算・申告実務に影響を与える改正が行われている。また、中小企業向け税制には、少額減価償却資産の取得価額の損金算入や交際費等の定額控除、欠損金の繰越控除・繰戻し還付など、大法人と比較して有利な取扱いが設けられている。そのため、研修会では主な中小企業向けの制度を確認し、平成30年3月決算以降の決算・申告実務のチェックポイントについて解説した。今回の研修会は、京橋法人会が当番幹事となり開催されたもので、東法連から「ブロック研修費」が助成された。

自分のカラダと“がん”のこと、ちょっとだけ考えてみませんか？

全国女性フォーラム・山梨大会 女性部会員1700名が参加

第13回法人会全国女性フォーラム・山梨大会が4月12日、甲府市のアイメッセ山梨で開催され、全国の女性部会員など約1700名(東法連からは約140名)が参加した。

「輝こう！名峰富士のもと」 今を創る女性の力」

大会のキャッチフレーズは「輝こう！名峰富士のもと」今を創る女性の力」で、四方を山で囲まれ果樹王国でありおいしい水も豊富な山梨の地で、女性部会も互いに交流を深め、法人会活動を通じて



山梨大会式典

将来を支える子供たちが、適正・公平な税負担と、安心して暮らせる日本の未来を切り開いていこうという思い

が込められている。当日は、第1部記念講演、第2部大会式典、第3部懇親会の構成で行われた。大会式典は、神宮司昭子山梨県連女連協会長に



あいさつする長
小林三栄

よる歓迎の挨拶で開会。小林栄三全法連会長(東法連会長)、若松



あいさつする長
藤井健志
国税庁次長兼
心得

武蔵府中法人会は3月25日、京王線調布駅の地下化に伴い地上部分に誕生した「トリエ京王調布」C館周辺で、多くの人に映画の街・調布を知ってもらうために、親子で盛り上げる「親子映画まつりin調布」を開催した。調布市は映画撮影所が二つあることから、

単体会情報

「親子映画まつりin調布」で 映画のまちをアピール

武蔵府中法人会

武蔵府中法人会は3月25日、京王線調布駅の地下化に伴い地上部分に誕生した「トリエ京王調布」C館周辺で、多くの人に映画の街・調布を知ってもらうために、親子で盛り上げる「親子映画まつりin調布」を開催した。調布市は映画撮影所が二つあることから、

恵美子全法連女連協会長(石川県連女連協会長)のあいさつなどの後、来賓を代表して藤井健志国税庁次長兼長官心得があいさつ、後藤斎山梨県知事から歓迎の祝辞が寄せられた。続いて山梨県連女連協による活動事例の報告、大会宣言の朗読、次回開催県連への大会旗の伝達などが行われた。

元NHKアナウンサー 国井雅比古氏が記念講演

式典に先立って行われた記念講演は、元NHKアナウンサーの国井雅比古氏(山梨県出身)を講師



講演する国井雅比古氏

に迎え、「小さな旅と私と人との出会いと発見」の演題で行われた。

なお、大会の展示コーナーでは、全国の絵はがきコンクール実施会から寄せられた優秀作品の展示が行われた。その他、「税制改正提言活動」等のパネルが展示された。今回の法人会全国女性フォーラム・富山大会は、平成31年4月25日、富山市の富山産業展示館テクノホールで行われる。

映画のまちをアピールしている。

C館内にある映画館では、「アナと雪の女王」家族の思い出、「ディズニー／ピクサーの最新作「リメンバー・ミー」を上映、大人1000円、子供無料で、500名を超える親子が鑑賞した。この他、C館周辺では、子供向けのライブショー、石原プロモーショソ所有車(ドラマ西部警察で使用)の展示、税金かるた大会なども実施した。また、イベントの応援に熊本県



くまモンが登場し、多くの来場者がパフォーマンスを楽しんだ
(©2010熊本県くまモン 協力 銀座熊本館)

途行った募金と併せ、熊本地震の復興支援のため寄付した。

平成31年(2019年)10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方

仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書の交付を求められることがあります。



免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



〈平成29年12月〉国税庁